修繕仕様書

この仕様書は、市川市(以下「発注者」という。)が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 八幡排水機場浄化槽修繕
- 2 修繕目的 八幡排水機場の浄化槽について、経年劣化と腐食により機能不良のため、 修繕を行うもの。
- 3 修繕場所 八幡六丁目20番18号 八幡排水機場
- 4 修繕期間 令和7年11月25日 ~ 令和8年3月31日
- 5 修繕時間 午前9時 ~ 午後5時まで
- 6 修繕内容 ・既設浄化槽の無効化作業(内部部材等撤去、底に水抜穴を開口、 砂の充填等) 一式
 - ・高度処理型合併処理浄化槽(5人槽相当)の新設 一式
 - 既存配管等と新設浄化槽の配管等接続作業 一式
 - 既設浄化槽部材等廃棄物の運搬処分 一式
- 7. 提出書類 · 着手届
 - 作業計画書
 - ・作業報告書および作業写真(作業前・作業中・作業後)
 - ・廃棄物等の処分結果報告書
 - 完了届

8 その他

- (1)発注者は、受注者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察 署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、 発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければな らない。
- (4) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (5)業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度 協議の上、決定するものとする。
 - なお、文字の大きさ、掲示板の材質・大きさ・掲示位置についても発注者と協議する こと。
- (7)修繕場所は浸透不適地であり、河川に近接しているため湧水等に留意し対策を施す こと。
- (8) 受注者は、本修繕において浄化槽法に定める浄化槽設備士を配置すること。

八幡排水機場 建屋







